

## 第 4 章

### 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 施策の展開方向と取り組み・方向性

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
1 「支え合い」を育む人づくり	(1)福祉学習の推進	P 56	地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。 交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。 子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。 次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。 みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。				
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	P 58	インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。 若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。 「あまがさきまちづくりチャレンジ事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。 地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。				
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成	P 60	引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。 各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。 市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。 多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。				
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1)地域を支えるネットワークづくり	P 62	地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。 身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。 6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する(仮称)地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。 全市的な取り組みを様々な関係機関等と協議する(仮称)地域福祉推進協議会を設置する。				
	(2)地域での見守り・支え合いの充実	P 66	訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。 子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。 地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。				
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進	P 68	ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の情報提供を充実させる。 活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。 先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。 市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。 ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。				
	(4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進	P 70	社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。 社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。 社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれの強みを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。				

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
3 誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり	(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実	P 72	<p>市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。</p> <p>「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。</p> <p>各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。</p> <p>市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。</p> <p>関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。</p> <p>「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。</p> <p>福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。</p> <p>設置予定の子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。</p> <p>専門機関の支援終了後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。</p>				
	(2)権利擁護の推進	P 75	<p>虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。</p> <p>(仮称)保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。</p> <p>福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。</p> <p>関係機関のネットワーク強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。</p> <p>障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。</p> <p>市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。</p>				
	(3)適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	P 77	<p>適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。</p> <p>意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。</p> <p>障がい特性に応じて、必要な情報が合理的配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。</p> <p>地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。</p> <p>将来的な取り組みとしてICT(情報通信技術)を活用して様々な情報を関係機関間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。</p> <p>避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。</p>				
	(4)要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	P 79	<p>(仮称)尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。</p> <p>社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。</p> <p>災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。</p>				
	(5)安全・安心に暮らせる環境整備	P 81	<p>高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。</p> <p>普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。</p> <p>防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。</p> <p>住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。</p>				

4つの視点は全ての取り組みの基本となりますが、そのうち「これからの取り組み・方向性」において、特に重視していく視点に“ ”を記載しています。